

電波監理審議会（第1106回）議事録

1 日時

令和4年9月28日（水）16：00～17：10

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碕 良志（大臣官房審議官）、
林 弘郷（総務課長）、安東 高德（衛星・地域放送課長）、
岸 洋佑（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、
近藤 玲子（総務課長）、杵浦 維勝（重要無線室長）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）
宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）

4 目次

(1) 開	会	1
(2) 議決事項		
①	電波監理審議会決定第10号(案)	1
②	電波監理審議会決定第8号の改正(案)	3
③	電波監理審議会決定第9号の廃止(案)	3
(3) 審議事項		
	有効利用評価方針	5
(4) 報告事項(総合通信基盤局)		
	公共用周波数の有効利用に向けたフォローアップの結果	11
(5) 諮問事項(情報流通行政局)		
①	放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可	17
②	日本放送協会放送受信規約の変更の認可	21
③	基幹放送普及計画の一部を変更する告示案	25
(6) 閉	会	30

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の9月期臨時会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項が3件、諮問事項が3件、報告事項が1件、審議事項が1件となっております。

審議に先立ちまして、9月期定例会議で議決しましたとおり、鹿島審理官が引き続き着任されておりますので、一言御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○鹿島審理官 鹿島でございます。9月12日付で審理官再任の辞令を頂戴いたしました。引き続き、2年間、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

議決事項

(1) 電波監理審議会決定第10号(案)

○日比野会長 それでは、続きまして、議決事項に入ります。

議決事項、電波監理審議会決定第10号(案)につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○松田幹事 事務局の松田です。

それでは、電波監理審議会決定第10号の案について説明させていただきます。有効利用評価部会の設置について、お手元の資料を御覧ください。

令和4年度9月に公布された、電波法及び放送法の一部を改正する法律により、電波監理審議会が有効利用評価を行うこととされました。また、新たに電波監理審議会令を制定し、有効利用評価を行うため、特別委員及び部会を本審議会に設置することができることとされました。本審議会決定は、電波監理審議会の下に有効利用評価部会を設置し、部会の所掌等に関して必要な事項を定めるものとなります。

では、案文を読み上げます。

電波監理審議会決定第10号「有効利用評価部会の設置について」。

- 1、電波監理審議会に、有効利用評価部会（以下「部会」という）を置く。
 - 2、部会の所掌は、電波監理審議会の所掌する事項のうち次に掲げる事項に関する調査審議とする。
 - 一、電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という）。
 - 二、有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針の策定。
 - 三、有効利用評価に関する事項に関する勧告。
 - 3、電波監理審議会決定第2号（電波監理審議会の議事の公表について）、第6号（テレビ会議システムを利用した会議への出席について）及び第8号（電波監理審議会の開催の特例について）は、部会について準用する。
 - 4、部会の議事については、次の関連する議事に係る電波監理審議会に報告しなければならない。
 - 5、この決定に定めるもののほか、部会の会議の細目その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。
- なお、改正電波法の施行日である10月1日に有効利用評価部会を設置する

こととしたいので、本日御承認をいただきました場合には、本審議会決定の日付を10月1日とした上で定めさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件について、御質問、御意見等ございますでしょうか。特にございませんか。笹瀬代理、特にございませんか。

○笹瀬代理 はい。特にありません。よろしく申し上げます。

○日比野会長 長田委員もよろしいですか。

○長田委員 はい。賛成いたします。

○日比野会長 林委員は、特にございませんか。

○林委員 はい。賛同いたします。

○日比野会長 矢嶋委員、よろしいですか。

○矢嶋委員 はい。賛同いたします。

○日比野会長 私も結構でございます。

それでは、本件につきましては、電波監理審議会として決定をさせていただきます。

それでは、原案どおり決することといたしました。ありがとうございます。部会に所属いただく委員や特別委員は、電波監理審議会令第2条第2項に基づいて、私が指名することとなっておりますので、改正電波法の施行後、有効利用評価部会を速やかに開催すべく、有効利用評価部会の設置後、速やかに指名をし、委員の皆様にもお知らせをしたいというように考えております。よろしく願いいたします。

(2) 電波監理審議会決定第8号の改正(案)

(3) 電波監理審議会決定第9号の廃止(案)

○日比野会長 それでは、続きまして、議決事項で、電波監理審議会決定第8号の改正（案）及び電波監理審議会決定第9号の廃止（案）につきまして、2件続けて事務局から説明をお願いいたします。

○松田幹事 事務局の松田でございます。

それでは、電波監理審議会決定第8号の改正（案）と第9号の廃止（案）について、2件併せて御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

決定第8号の改正についてです。本改正は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う制度整備により、「電波監理審議会議事規則」の題名が「電波監理審議会規則」に改正されるため、引用している部分について、電波監理審議会決定第8号の改正を行うものです。

案文を読み上げます。

「電波監理審議会の開催の特例」の一部改正（案）。

電波監理審議会の開催の特例について（令和2年4月9日電波監理審議会決定第8号）の一部を次のように改正する。

1中「電波監理審議会議事規則」を「電波監理審議会規則」に改める。

続きまして、電波監理審議会決定第9号を廃止する案について御説明いたします。電波監理審議会決定第9号は、有効利用評価方針を電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行前に審議するに当たって、無線通信技術などの分野を専門とされる学識経験者の方が審議会に御出席できるよう議決いただいたものです。決定第9号は、部会が設置されるまでの暫定的な措置を行うものでありましたので、部会の設置に伴い、廃止することとするものです。

案文を読み上げます。

「有効利用評価方針に係る学識経験者の出席又は資料の求めについて」の廃止について（案）。

有効利用評価方針に係る学識経験者の出席又は資料の求めについて（令和4年9月1日電波監理審議会決定第9号）は、廃止する。

2件とも、本日御承認いただきました場合には、決定第10号と同じく10月1日より施行させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。2件併せての御審議のほど、よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。長田委員、よろしいですか。

○長田委員 はい。質問等ございません。賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょう。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。矢嶋委員はよろしいでしょうか。

○矢嶋委員 はい。賛同いたします。

○日比野会長 日比野も結構でございます。

それでは、本件につきましては、電波監理審議会として決定させていただきます。原案どおり決することといたします。ありがとうございました。

審議事項

有効利用評価方針案

○日比野会長 それでは、次に、有効利用評価方針に関する審議に入りますので、出席する職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、有効利用評価方針に関する審議を行います。

有効利用評価方針の案につきましては、7月16日から8月19日まで意見募集を行い、前回の審議会において、意見募集の結果と提出意見に対する考え方の案につきまして、学識経験者にも御出席をいただいて、審議を行いました。その後、笹瀬会長代理、林委員には、本日までに公表用の資料の案をまとめていただきました。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮澤課長補佐 事務局の宮澤でございます。それでは、本件につきまして、御説明申し上げます。

まずは資料1を御覧ください。先ほど日比野会長から御紹介いただきましたとおり、前回の審議会では、提出意見について、評価方針の項目別にまとめてございました。資料1では、意見提出者ごとに、法人、個人の順に記載してございます。電波監理審議会の考え方につきましては前回から大きな変更はございませんけれども、改めて御説明を申し上げます。

1ページ目を御覧ください。まず、NTTドコモからの意見でございます。2つ目のところです。トラヒックに関して、1MHz当たりの総トラヒックによる評価やトラヒックデータ量に基地局の設置密度など指標を用いた評価、また、第三者も視野に入れた実測調査などによるカバレッジ評価等の検討が必要との意見がございました。これにつきましては、右側の電波監理審議会の考え方の欄にございますとおり、通信量や人口カバー率の評価方法に関して、いただいた御意見を参考に今後も検討を進めると回答してございます。

2ページ目を御覧ください。KDDIからの意見でございます。2つ目のところでございますが、有効利用の評価方法は事業運営に大きな影響を与えることから、評価方針案を早い時期に示すなど、十分な検討期間の確保が必要との

意見がございました。これにつきましては、免許人等が十分な検討時間を確保できるよう配慮する旨を回答してございます。

3 ページ目を御覧ください。ソフトバンクとWCP (Wireless City Planning) からの意見でございます。1つ目のところですが、利用状況調査をより効果的なものとするため、無線システムごとの用途、無線局の総数、通信量等については横断的に比較するなど、周波数全体で最適利用がなされているかの検証が重要との意見がございました。これにつきましては、本評価方針案の3ページに「1又は2以上の免許人の1又は2以上の周波数帯に係る利用状況調査の結果を総合的に勘案して定性的に評価する」との記載がございます。これを受けて、複数周波数を横断した評価を行う旨を回答してございます。これにつきましては、今回追記させていただいたところでございます。

4 ページ目を御覧ください。1つ目のところに、周波数帯ごとに評価することは適切ではない、また、公表方法については競合する他の事業者ネットワーク戦略を類推されるとビジネス戦略への懸念があるとの意見がございました。前段の意見については、改正電波法の第26条の3第1項に基づき、各周波数の有効利用度合いを適切に判断するため、周波数ごとに評価を行う旨を回答してございます。後段につきましては、法第26条の3第4項に基づき、結果概要を公表することとされており、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応する旨を回答してございます。

5 ページ目を御覧ください。基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況のうち1つでもD評価となると総合評価がD評価になることについて、複数項目がD評価となった場合に変更すべきとの意見がございました。これについては、基地局の数、人口カバー率、通信量、技術導入状況はいずれも重要な

評価事項でございまして、いずれかD評価の場合には総合評価はD評価とする旨を回答してございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。基地局の数が認定計画値を1局でも下回った場合にD評価となるのは過剰な評価基準であり、認定の有効期間中の進捗評価、BまたはC評価といった形に是正すべきとの意見がございました。これにつきましては、無線局の数が多ければ電波が相対的に有効利用されると判断できるため、基地局の数は重要な評価事項の一つであり、改正電波法第26条の3第1項に基づき、基地局の数は評価事項として定められている旨を回答してございます。また、周波数割当てを受けた事業者は、認定計画に従い基地局開設を求められるため、認定の有効期間中は計画値と比較した進捗評価を行い、さらに有効期間満了後も認定計画に従うことが事業者の責務であり、達成できない場合はD評価とする旨を回答してございます。

7ページ目、8ページ目は省略させていただいて、9ページ目を御覧ください。楽天モバイルからの意見でございます。1つ目でございますが、改正電波法の施行後、速やかに評価を実施し、公表するようにとの意見がございました。これについては、電波監理審議会としては、総務省が実施する調査結果に基づき、改正後の電波法第26条の3第5項に基づくヒアリング等の必要な調査を行い、評価を実施する。また、評価結果の公表に当たっても事前に意見募集を実施するなど、適切に行う旨を回答してございます。

10ページ目からは個人の意見となりまして、1つ御紹介させていただきます。6番目の個人の方からは、有効利用評価の用語に関して意見がございました。これについては、改正後の電波法第26条の3に定義している旨を回答してございます。

そのほか、大半については、本意見募集の対象外というふうに回答してございます。

資料1の御説明は以上となります。続きまして、資料2を御覧ください。資料2は、有効利用評価方針（案）についてでございます。

今回の提出意見を踏まえまして、特段の修正はございませんけれども、事務局のほうで形式チェックを行い、一部、軽微な修正を行っております。1例を申し上げますと、2ページ目を御覧いただければと思います。本文の下に注釈を幾つか記載をしておりますが、その中で注釈の11番目でございます。評価を実施する区域におけるメッシュのところに数字が並んでございますが、一部、漢数字が混じていましたので、これをアラビア数字に直すなど軽微な修正を行っております。

資料の御説明は以上でございます。資料1及び資料2につきましては、御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○日比野会長 ありがとうございます。

笹瀬会長代理、林委員のほうから、何か補足の御説明なり御意見等ございましたら、お願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。

事務局には御丁寧いろいろ直していただきまして、どうもありがとうございました。前回の審議会のおきも含めて、専門の方々からもいろいろ意見ももらいましたし、極めてよくまとまっていると思いますので、これで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○日比野会長 ありがとうございます。

林委員、いかがですか。

○林委員 ありがとうございます。私からは特に補足等はございません。これまでにいろいろ修正等いただきまして、ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

そのほか、各委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。長田委員、何

かございますか。

○長田委員 長田からは特にございません。

○日比野会長 矢嶋委員、いかがでございましょう。

○矢嶋委員 私も、いただいた意見に対する審議会の考え方がしっかりまとめられていると思料いたします。特に、評価結果の公表について疑念をいただいている点ですが、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図ることは審議会として極めて重要だと考えている点は、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からですが、今回、電波監理審議会の機能強化がされて、特に有効利用評価において求められる役割というのが大きく変わるという中で、その土台ともなる有効利用評価方針が滞りなく取りまとめられたということで、大変よかったですと思います。笹瀬代理、林委員をはじめ、関係した学識経験者の皆様に感謝申し上げたいと思います。

以前も申し上げましたけれども、電波監理審議会が公正・中立な立場から主体的に関与していくことで、評価の透明性、客観性が一層高まって、電波の有効利用が促進されていくという仕組みがいよいよスタートするというところでございます。事業者等から寄せられた評価方法に関する意見等についても引き続き検討を進めていただいて、よりよい評価制度に向けた取組が続けられていくということを期待したいと思います。

それでは、有効利用評価方針及び意見募集への提出意見に対する考え方については、案のとおりとすることとしまして、有効利用評価方針について、資料2のとおり決定をしたいと思っております。

決定いたしました有効利用評価方針及び意見募集への提出意見に対する考え

方については、この会議の終了後に公表をしたいと思います。また、それに併せて、関係の審議資料及び議事録についても準備でき次第、公表をしたいと思います。資料の公表につきましては事務局で対応をお願いいたします。

繰り返しになりますけれども、笹瀬会長代理、林委員におかれましては、大変御多忙の中、特に林委員はまた、海外から有効利用評価方針（案）の整理をしていただきまして、誠にありがとうございました。それから、長田委員、矢嶋委員におかれましても、闊達な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

それでは、以上で本審議事項については終了したいと思います。ありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

公共用周波数の有効利用に向けたフォローアップの結果

○日比野会長 それでは、次に、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

（総合通信基盤局職員入室）

○日比野会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項で、公共用周波数の有効利用に向けたフォローアップの結果につきまして、杵浦重要無線室長から説明をお願いいたします。

○杵浦重要無線室長 公共用周波数の有効利用に向けたフォローアップの結果を、重要無線室、杵浦より御報告いたします。

資料をおめぐりいただきまして、（１）でございます。本件のお話ですけれども、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書を受けたものになりますけれども、

ども、具体的には、国が使用しております公共用周波数の有効利用に向けて今後どうやって取り組んでいくかということに関しましては、昨年の夏の報告書におきまして、他のシステムと周波数を共用するですとか、廃止をするですとか、そういった方向性が取りまとめられております。当面の間、フォローアップを毎年実施するという事で提言がまとまっております。本電監審におきましては、今年の2月にその途中経過の報告をいたしたところでございますが、本日はその後の進捗等を報告させていただきます。

下に書いてあるとおり、実施方法というところでございますけれども、令和4年2月以降、総務省のほうで調査などを行いまして、公共用周波数等ワーキンググループ、こちらは電波政策懇談会傘下のワーキンググループでございますけれども、そちらのほうで関係府省庁のヒアリング等を実施してございます。それらを踏まえまして、取組の方向性及びその進捗については6月に一旦、報告書（案）という形でまとめたところでございます。

次のページに各取組の進捗状況等を概況としてまとめてございますので、御覧ください。分類上、他の用途での需要が顕在化しているシステムが上のほうにございます。下のほうは、アナログを用いているシステムとなります。進捗といたしましては、他用途での需要が顕在化しているシステム等におきましては、廃止をもう既にした、あるいは決定している、または共用条件を検討している等の取組が見られるところでございます。また、アナログを用いるシステムに関しましても、廃止ですとか、あと、技術試験事務という形でデジタル化の詳細を詰めているといった状況になります。

次のページで、公共用周波数等ワーキンググループのほうからいただきました御指摘、評価等をまとめてございます。1点目は、総論といたしましては、取組は全般的に適切に進捗しているだろうということで御評価いただいております。幾つか各論としましては、6.5GHz帯固定マイクロ、前のページのり

ストでいうと④番ということですが、こちらのほうは世界的な無線LANの動向等も踏まえて、我が国でもこの無線LANの周波数の拡張といったことを検討することになってございますけれども、その際、共用検討をしっかりとやるということで御指摘をいただいております。また、3点目、アナログ方式を用いるシステムに関しましても、デジタル方式の導入に係る技術的条件を検討せよということになってございまして、こちらは様々なフォローアップを行いながら取り組んでいくという御指摘をいただいております。また、4点目としましては、国のシステムだけでなく、地方公共団体が活用しているシステムについても同様の取組を推進していくように御指摘をいただいているところでございます。総務省といたしましても、これらの指摘を受けまして、情報通信審議会の技術分科会での詳細な検討や、電波利用料を用いた技術試験事務での取組、または地方局を通じた地方自治体への呼びかけ等について取り組んでいるところでございます。

次のページで、改正された電波法における電監審の有効利用評価の枠組みを示してございますけれども、こちらのほうの枠組みを活用しまして、今後の公共周波数の使われ方のフォローアップを実施していくということになります。当面の間、毎年フォローアップをするようにということですので、今後ともよろしくお願いいたします。

次のページ、最終ページに、具体的な利用評価のスケジュールを示してございます。定例の調査といたしましては、714MHzを境に1年置きに実施するということになってございますけれども、特に今回、公共用システムとして取り上げるシステムにつきましては毎年の評価を行うこととなっております。令和4年度につきましては、先ほど御報告申し上げたような形で公共周波数等ワーキンググループのほうでフォローアップを行っているところでございますが、令和5年度以降につきましては、電波監理審議会の評価の枠組みを用い

て、総務省による調査、電波監理審議会による有効利用の評価という形でフォローアップをしていくこととなります。この際、対象となるシステムにつきましては、先ほど御紹介したシステムの中で、既に廃止されているようなものについてはフォローアップの必要はないと思いますので、そういったものを整理した上で今後の評価にかけていきたいと考えているところでございます。

ということでございまして、今後、電監審のほうで有効利用評価の枠組みの中でお世話になりますけど、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問とか御意見等ございましたら、お願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬代理 6ページ目のところで、地方公共団体を含めた公共業務用の無線のことを考えると。ここは来年からそういうデータが出てくると理解してよろしいでしょうか。先ほど表で見せていただいた3ページのものは、関係のある府省庁ですよね。これは国に関係しているものだと思いますけれども、こういうふうなものに関して、地方のものも出てくるという理解ですか。それとも、あくまで地方のものはそういう定例調査とかをやった結果を踏まえて、それはこちらは見るだけということでしょうか。

○秋浦重要無線室長 基本的には、定例調査の中に地方公共団体が使うシステムは含まれてございます。ただ、電監審の有効利用評価の中で詳しく見ようということであれば、それに関して詳しい調査やヒアリング等を実施することも可能かと思っておりますので、そういった形でフォローアップをできればと思います。

○笹瀬代理 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがでございますか。

○長田委員 ありがとうございます。電波の有効利用というのは、本当にこれからますますとても大切な課題だと思っております。電監審の委員として十分に勉強しながら取り組ませていただきたいと思います。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。杵浦室長、よろしいですか。

林委員はいかがですか。

○林委員 ありがとうございます。1点だけ。先ほど笹瀬先生が御質問したところとも関係するんですけども、地方公共団体の公共業務用無線の有効利用の点に関連して、例えば、この電監審でも度々議論になっています防災行政無線のデジタル化の進捗状況は、今、どういう状況になっているのでしょうか。参考までに教えていただければと思います。

○杵浦重要無線室長 デジタル化につきましては、毎年、一定のデータは取っておりますけれども、ある程度の比率で毎年伸びているといったような状況ではございます。ただ、アナログシステムをまだ運用している自治体も一定程度ございますので、そういったところをどういった取組をしていただけるかというところで、地方局と連携しながら取り組んでいるところになります。詳しい数字が必要でありましたら、また御報告させていただきます。

○林委員 ありがとうございます。過去と比較して数値がどのように進展しているのかという点を確認させていただきたいと思いましたので、もし後で追加していただけるならお願いいたします。

○杵浦重要無線室長 承知いたしました。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、フォローアップは大変重要なプロセスだと考えているので

すが、1点だけ。公共調査については当面の間、毎年実施ということなんです
が、6ページ目ですと、令和6年度までの記載になっておりますが、令和6年
度以降について、当面の間というのは具体的には何か目安がおりなのか、あ
るいは、その状況を見て、今後はもう不要と考えるとなればまた電監審にお諮
りいただけるというふうに理解しておればよろしいでしょうか。つまり、それ
までは毎年行われるという理解でよろしいでしょうかという質問です。

○杵浦重要無線室長 はい。先生御指摘の後半部分に該当するかと思います。
状況を見て御判断いただくということかと思えます。

○矢嶋委員 ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からですが、地方公共団体というのが何回か出てきましたけれども、
国の取組みを梃子に、地方公共団体にもデジタル化等の取組を推進していくと
いうことですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。一方、地方自治体へ
の働きかけ、これは財政面での支援も含めて、踏み込んだサポートがあるとい
いんだろうとは思いますが、ワーキンググループの議論を受けて、今、何か
具体的に地方への働きかけの観点で検討されているものがあれば伺いたいと思
います。

○杵浦重要無線室長 今のところ、各自治体における、主に防災行政無線が中
心になりますけれども、そういった辺りで、こういった機器があって、例えば
何年使っているとか、そういったことも含めて調査をしておる段階でございま
す。その中で、地方のニーズですとかお困り事なども聞きながら、どうやっ
たらスムーズに取り組んでいけるかというのを一緒に考えていく、そんなところ
でございまして、財政支援は既存のものも一定程度はございまして、そうい
ったものの活用も含めて取り組んでおります。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

あと、追加で何かございましたら、委員の皆様。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

○ 杵浦重要無線室長 ありがとうございました。失礼いたします。

○ 日比野会長 以上で総合通信基盤局の議事を終了といたします。それでは、総合通信基盤局の職員の皆様は退室のほうをお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可

(諮問第24号)

○ 日比野会長 それでは、続きまして、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○ 日比野会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第24号、放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可について、岸放送政策課企画官から説明をお願いいたします。

○ 岸放送政策課企画官 放送政策課の岸でございます。よろしく申し上げます。

それでは、諮問第24号説明資料に基づきまして、ただいま会長から御紹介がありました、放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目の資料を御覧いただければと思います。電波法、放送法の一部を

改正する法律、これは今年の6月に成立していますが、これにより放送法のNHKに関する規定が改正されたことに伴いまして、8月30日に日本放送協会から定款の変更の認可申請があったところでございます。この内容につきまして、総務省において審査をいたしました結果、改正法の施行後の放送法の規定に適合していると認められるため、申請のとおり認可することが適当であると考えており、そのことにつきまして諮問をさせていただくものでございます。

定款の変更の内容につきまして、2ページ目以降で御説明をしたいと思います。2ページ目を御覧いただければと思います。一番左側が現行の定款でございます。真ん中と一番右とございますが、真ん中の変更案（施行日1）と申しますのが今年の10月1日に施行される部分に対応する変更、一番右の欄が、公布から1年以内で施行する部分に対応する変更ということになります。

まず、真ん中の変更案（施行日1）のところにつきまして説明をさせていただきます。2ページ目の真ん中、第4条の「業務」というところで、第4項を追加する変更案となっています。こちらは、法改正に伴い、国内放送に関して民放への協力義務がNHKに課されることになり、これに伴う規定の追加をするものでございます。

3ページ目を御覧いただければと思います。第5条、「出資等」という見出しの定款の条文がございますが、法改正におきまして、業務の効率化のための中間持株会社の制度が導入されます。これに伴い必要な定款の変更を行うもので、第5条の第2項は、NHKから、新しくつくります中間持株会社への出資に対応する規定でございます。

4ページ目の一番上、5条の3項を追加する変更案でございますが、こちらは、NHKが出資する中間持株会社から、さらにその傘下の子会社に出資の計画をつくるという仕組みになっていまして、その出資計画に対応する規定でございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。第 58 条、「受信料」という条文ですけれども、第 3 項のところに、受信契約の記載事項というのを列挙する変更です。これも法改正で法律に受信契約の記載事項を規定しますことから、これに伴い、定款でも新たに追加するということです。特に第 3 項の第 4 号の部分、これが新たな割増金の規定の整備に連動するものです。

6 ページ目を御覧いただければと思います。先ほどの続きで、第 4 項の新設とございますが、割増金の導入に係る規定の追加となります。

8 ページ目を御覧いただければと思います。施行期日ですが、冒頭申し上げました電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日、これが今年の 10 月 1 日を予定していますけれども、その日から施行する旨に変更しております。

最後、9 ページ目を御覧いただければと思います。受信契約の条項の認可につきまして、現行の受信契約にない部分、これが未契約者に対する割増金の規定ですけれども、こちらにつきましては、施行後 6 か月以内に総務大臣の認可を受けると。一定期間の猶予を設けるための経過措置、こちらを定款の附則の第 2 条に規定するものです。

以上が、真ん中の列、つまり、10 月 1 日施行に対応した定款の変更の案の説明になります。

続きまして、一番右の欄の変更案（施行日 2）に対応する変更案の説明をさせていただきます。6 ページ目を御覧いただければと思います。一番下に、見出しだけ残っていますけれども、「還元目的積立金」という制度が今後導入されることとなります。

これに対応した規定を定款の中に置くというものでございまして、内容が、7 ページ目、第 83 条のところでございます。こちらにつきまして、法律の規定をなぞる形で定款にも記載をするといったことで、ごく簡単に申し上げますと、第 1 項は、収支の黒字が出た場合に省令に定めるところを計算して積み立

てるという規定です。第2項は、収支の赤字を補填する場合を除いては原則として取り崩してはならないといったことを定めるものでございます。第3項は、中期経営計画というのをNHKがつくりましますけれども、その間に積まれた額を、原則、その次の中期経営計画の受信料値下げの原資とする、そのことを定めた規定が3項から5項までということになります。これは今後1年以内に制度が施行されるときにこの定款変更も連動して行うといったことで申請があったものでございます。

内容につきまして、以上でございます。何とぞ御審議のほど、よろしく願います。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、御質問とか御意見等ございましたら、願います。

日比野ですけど、これはもう法改正を受けての所要の定款変更の整備ということですので、特段の異論、質問等はございません。

笹瀬会長代理、何かございますか。

○笹瀬代理 特にコメントはございません。かなり明確に、還元目的積立金ということで、建物の建て替えのお金じゃなくて、余ったお金に関してはちゃんとためて、次の中期経営計画で値下げを考えるとということは非常にいいと思いますので、明記されることに関しては非常にいい方向に進んだと思います。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 長田からも特に質問等ございません。ありがとうございます。

○日比野会長 林委員はいかがでしょう。

○林委員 私からもございません。ありがとうございます。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがですか。

○矢嶋委員 私も特段意見はございません。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、諮問第24号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うことといたします。よろしいでしょうか。

それでは、原案どおり決することといたしました。ありがとうございます。

(2) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第25号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第25号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、岸放送政策課企画官から説明をお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございます。それでは、諮問第25号説明資料に基づきまして、日本放送協会放送受信規約の変更の認可について、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、これまでも4回ほど御審議いただいたと承知しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえて、NHKの受信料につきまして、支払いの猶予のための措置を設けるものでございます。

1 ページ目の概要のところを御覧いただければと思いますが、今年8月30日に、いわゆる延滞利息を支払わなくていいという旨の支払い猶予、その期間を延長したいという旨の認可申請がございました。

(1) の変更内容及び理由のところを御覧いただければと思いますが、現行の受信規約第12条の2におきまして、受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、受信料を支払うほか、1期当たり2%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならないと規定されているところでございますけれども、今般の

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑みまして、この延滞利息を発生させない、そして、3期分以上の延滞といったカウントに支払い猶予の期間をカウントしない特例を附則で設けております。この附則につきまして、これまで3回にわたりまして延長し、その認可につきまして、諮問をさせていただいておりました。今回も、今もなお受信料の支払いが困難な契約者がいらっしゃるということで、再度延長するために、令和4年10月から令和5年3月まで半年間、この猶予期間を延長するという旨の認可申請があったところでございます。

2 ページ目、御覧いただければと思います。変更しようとする条項ですけれども、右側が現行で、附則の第11項というところに、令和4年9月までの受信料について、延滞した場合でも遅延利息は発生しない、3期分という延滞の中に通算しないという措置を設けておりますが、これを左側の変更案のとおり、令和5年3月まで延ばすといった内容でございます。こちらにつきまして、総務省におきまして審査をいたしましたけれども、今回の受信規約の変更に伴う支払い猶予は、時限的な措置でありますし、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えましたので、申請のとおり、認可をすることにしたいと考えてございます。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。念のため、個別にお伺いします。笹瀬会長代理、何かございますでしょうか。

○笹瀬代理 特にコメントはございません。ただ、1点質問ですけれども、これは何回も何回もこうやって延長になっているんですけれども、何かこういうものに関してはNHKさんのほうから変更の認可申請があったら答えるという対応で、何かそのときの認可をするか、しないかの基準みたいなものはあるん

でしょうか。例えばコロナに関しても随分状況が変わってきているので、そういうふうなことを勘案して、場合によっては認可申請が出てきた場合でもそれを許可しないということもあり得るのでしょうか。

○岸放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。審査の結果のところにも簡単に記載してございますけれども、まずは受信料の支払いの猶予措置を続けることで協会の事業運営に影響が生じないかといったところを主に審査をしてございます。今回、認可申請が上がってきて、NHKから話を聞いたところ、事業運営に影響を及ぼすほどの猶予措置ということではないというふうに判断をしまして、認可をすることと考えております。したがって、協会の事業運営に重大な影響が出てきそうだと分かったことが分かりましたらば、認可申請があったとしても、認可をそのとおりにすることにならないということも可能性としてはあり得るところだと考えております。

○笹瀬代理 分かりました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。今の段階では適切な対応だと思っております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。本諮問事項については特に異存はないんですけども、受信契約者の周知の状況はどうなっているのかというところが気になります。前回の諮問時にも申し上げたんですけども、お困りの受信契約者に対して、こういった猶予措置があるということがしっかりリーチできているのかというところについて若干の不安がございます。もちろん、こういった情報は協会の放送等を通じて随時案内がなされているとは思いますが、

こういった非常に大事な情報は、例えばNHKのホームページのトップページなどで分かりやすく専用の案内コーナーを設けるなど、現に困っておいで受信契約者から見て、もう少しユーザーフレンドリーな周知の仕方・仕様というものがあった方がいいのではないか。そのあたり、協会のほうでもっと工夫していただいてもいいのではないかと考えています。お困りの受信契約者の方の中には、放送はリアルタイムではあまり見ないけれどもNHKのホームページはよく御覧になる方もおられれば、逆にインターネットはあまり使わないけれども放送はよく御覧になる方もいらっしゃる。現在、情報のアクセスの仕方が多様化している中で、協会はありとあらゆる周知の方法を模索し、実行しなければならない。また多方面に周知すれば足りるというだけではなく、できる限り分かりやすくその内容をお伝えしなければならない。これは諮問事項とは直接は関係ありませんけれども、意外と大事なことと思われましたので、NHKに対する要望としてここに申し述べます。

以上です。

○岸放送政策課企画官 林先生、ありがとうございます。先生がおっしゃっていただいたとおりですけれども、NHKの経営委員会で当然この受信規約の変更について議論がされるんですけれども、その段階でホームページには載せている、ただし、トップページにはないという状況だと承知をしております。林先生の御指摘につきましては、別途NHKのほうに何らかの形で伝えて、彼らの策を促してみたいと考えております。

以上でございます。

○林委員 よろしくお願いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、矢嶋委員はいかがでございますしょう。

○矢嶋委員 今回の変更認可申請について、私からは特段異存ございません。

○日比野会長 私も特に異存はございませんけれども、1つ質問です。足元、この延滞者というか、支払い猶予の申出件数というのはどんな状況でしょうか。大分減りつつあるのかどうか教えていただけますか。

○岸放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。直近半年の傾向といたしましては、支払い猶予の申出件数は、2か月ごとで大体1,500件から2,000件程度で推移をしております。2か月ずつ比較していきますと、少しずつ減ってはきておりますけれども、それでも1,500件ぐらいのボリュームがあるという状況でございます。

○日比野会長 分かりました。ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。それでは、諮問第25号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

○笹瀬代理 結構です。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございます。

(3) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案

(諮問第26号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第26号、基幹放送普及計画の一部を変更する告示案につきまして、安東衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○安東衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の安東でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問第26号につきまして、説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。「1 諮問の概要」から御説明をさせていただきます。

衛星放送の未来像に関するワーキンググループが令和3年10月29日に公表しました報告書におきまして、今後、BS右旋帯域において一定帯域が確保できた場合には当該帯域は4K放送に割り当てるべき、また、BS右旋帯域に4K放送を割り当てる方針に沿い、今後、一定帯域の確保の見通しが立った段階で総務省において基幹放送普及計画を改正することが適当との提言が示されております。

また、この未来像ワーキング報告書の提言を踏まえ、総務省において、令和4年8月4日に整理・公表しております「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方」におきまして、総務省としては、BS右旋帯域において今後一定の空き帯域が確保できた場合には恒常的に4K放送の割当てを行うことが適当と考えられることから、基幹放送普及計画の改正に当たっては、右旋を左旋と同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置づけることが適当であるとの考え方を示したところでございます。本件は、これらを踏まえまして、BS右旋帯域において見込まれる空き帯域を今後恒常的に4K放送に割り当てるため、基幹放送普及計画の変更を行うものでございます。

次に、「2 変更の概要」について、1ページ目の下から2ページ目の中ほどまでの記載について御説明をいたします。

まず、(1)右旋帯域の位置づけについてでございます。BS放送や110度CS放送で使用されている衛星放送用電波につきましては、右回りに円を描きながら地上に届く衛星放送用電波であります右旋円偏波と、左回りに円を描き

ながら地上に届く衛星放送用電波でございます左旋円偏波から構成されております。そのうち、右旋円偏波については、現在は高精細度テレビジョン放送及び標準テレビジョン放送、いわゆるHD及びSD放送を行うことを基本とすると規定されております。今般、高精細度テレビジョン放送の4倍の約830万画素を有し、高精細で一体感・臨場感ある放送、映像を実現しております4K放送の普及促進を図るため、右旋円偏波について、現在、左旋円偏波において規定されているものと同様に、4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置づけるものがございます。

次に、(2)民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標についてでございます。この規定は、放送することができる放送番組の数の目標を定めることにより衛星放送に参入可能な放送事業者の数について予見可能とするほか、視聴者が視聴し得る放送番組の数を明らかにすることにより国民の日常生活等の便宜に資するためのものでございます。具体的には、現時点でBS右旋帯域において見込まれている空き帯域(約1トランスポンダ分)を4K放送に割り当てることを前提としまして、民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標の見直しを行うものであります。その下にございます※印マークをした部分でございますが、併せて、現行の2K放送の運用状況を踏まえまして、高精細度テレビジョン放送(2K放送)についても1トランスポンダを4分割して使用する場合を反映しまして、数の目標を変更するものがございます。なお、現行は1トランスポンダを2分割及び3分割して使用する場合の数の目標を規定しております。

最後に、(3)その他規定の整理につきましては、新4K・8K衛星放送の試験放送に関する規定がございましたが、2018年12月に実用放送が開始された現状を踏まえまして、規定ぶりの簡略化など、所要の現行化を行うものがございます。

次に、2ページ目の「3 施行期日」につきまして御説明いたします。本審

議会から答申を受けることができた場合におきましては、総務省において、速やかな変更を予定しております。

最後に、「4 意見募集の結果」につきましては、令和4年8月5日から9月8日まで実施し、7件の意見がございました。おおむね賛同の御意見でございました。後ほどポイントを御説明させていただきます。

以上が全体像でございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。変更の概要について説明を補足させていただきます。まず、上段の右旋帯域の位置づけにつきましては、先ほど御説明した内容を、変更前、変更後、上下で比較して整理しております。次に、真ん中辺りの民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標につきましては、4K・8Kなどの超高精細度テレビジョン放送は、変更前が21程度となっておりますが、変更後は24程度へ増加します。また、高精細度テレビジョン放送など、4K・8Kの超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送につきましては、御覧のとおりの変更を予定しております。

7ページ目を御覧ください。衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書の概要をまとめたものでございます。下段の赤枠の(1)BS右旋の空き帯域の活用のところ为先ほど冒頭で御説明した部分となります。

12ページ目を御覧ください。意見募集の結果について、ポイントを御説明させていただきます。意見提出者7件の内訳としましては、放送事業者、関係団体、個人となっております。

次に、13ページ目を御覧ください。改正案に対して提出された意見と、総務省の考え方を整理しております。基幹放送普及計画に右旋を左旋と同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置づけることにつきましては、意見2-1のとおり、複数の賛同の御意見をいただいております。その上で、幾つかの留意すべき点についても御指摘がありましたので、総務省と

しての考え方をお示ししております。具体的には、右下の部分でございますが、まず、帯域再編を行うに当たっては、有線一般放送との連携にも留意すべきという御意見がございました。これについては、基幹放送普及計画における規定も踏まえ、ケーブルテレビ事業者を含む関係事業者や関係団体、メーカー等と情報を共有し、連携・協力して取組を進めていくことが適当と考えますとしております。また、今後の認定公募に関する御意見については、BS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する検討を行う際の参考とさせていただきますとしております。最後に、4Kテレビの飛躍的な普及及び右旋帯域と左旋帯域の4K放送の連携した拡大の検討に関する御意見につきましては、今後の4K・8K放送の普及に関する検討を行う際の参考とさせていただきます。なお、左旋帯域については、引き続き4K・8K放送での活用を前提としつつ、未来像ワーキング報告書においても提言がありましたとおり、新たなサービスへの利用可能性についても検討を進めていくことが重要と考えております、としていくところでございます。

次に、15ページ目を御覧ください。意見2-2は、個人の方からの反対意見でございます。総務省の考え方としましては、未来像ワーキングにおける提言内容を紹介した上で、4K放送の普及の必要性を述べさせていただいております。

16ページ目を御覧ください。民間基幹放送事業者の放送番組の数の目標についての意見につきましては、意見3-1のとおり、賛同の御意見をいただいております。

なお、その他、今回の変更案と無関係の御意見と判断されるものが4件ございました。

説明は以上でございます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございました。

本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。笹瀬代理、何か。

○笹瀬代理 この御提案どおりでいいと思います。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 私も御提案に賛同いたします。

○日比野会長 林委員はいかがですか。

○林委員 私もこの提案でよいと思います。ありがとうございます。

○日比野会長 矢嶋委員はいかがでございましょうか。

○矢嶋委員 賛同いたします。

○日比野会長 私も、4K放送普及促進への取組加速ということですので、特段の異論はございません。結構でございます。

それでは、諮問第26号は諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○長田委員 お願いします。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。

以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

○岸放送政策課企画官、安東衛星・地域放送課長 ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日は予定時間より若干早めですが、これにて終了

といたします。

答申書につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て提出をお願いします。

なお、次回開催ですけれども、令和4年10月24日月曜日15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。